

○国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う実施事務の取扱いについて

(平成七年三月二九日)

(庁文発第一九三五号)

(各都道府県民生主管部(局)保険・国民年金主管課(部)長あて
社会保険庁運営部年金指導課長通知)

国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)の規定のうち、平成七年四月一日に施行されるものの実施に関しては、平成七年三月二十九日庁保発第一四号をもって社会保険庁運営部長から都道府県知事あて通知されたところであるが、改正項目の事務取扱いについて、左記により行うこととしたので、遺憾のないよう取り計らわれたい。

また、今回の改正内容については、貴管下の社会保険事務所及び市町村に対して十分な周知を図るとともに、貴職において刊行される広報紙(誌)の活用等により、被保険者及び受給権者に対し周知徹底を図られたい。

なお、この通知においては国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)を「国年法」と、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)を「厚年法」と、国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)を「平成六年改正法」と、平成七年四月一日を「施行日」とそれぞれ略称する。

記

第一 国民年金に関する事項

1 第三号被保険者の届出の特例の取扱い

(1) 特例届出の受理等

国年法附則第七条の三の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者期間(以下「三号未算入期間」という。)を有する者からの、平成六年改正法附則第十条の規定による届出(以下「特例届出」という。)は、平成七年三月二十九日庁文発第一、九三四号通知の別添1「第三号被保険者特例届」又は別添1「国民年金第三号被保険者特例措置該当期間登録(取消)届書(報告書・処理票)」を提出することにより行うこととし、届出者の住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)を経由して都道府県知事が受理することであること。

なお、特例届出は、国年法第十二条第一項の届出には含まれず、同条第三項に規定する共済組合による届出代行は行い得ないものであること。

また、市町村においては、特例届出を行う被保険者等に対し、第三号被保険者の届出の必要性について周知の徹底を図り、今後、届出漏れが生じないよう指導すること。

(2) 特例届出の添付書類

市町村長は、特例届出の受理にあたって、第三号被保険者の国民年金手帳が添付されていることを確認し、また、年金受給権者にあっては年金証書が添付されていることを確認すること。

なお、事業主確認等の証明は改めて要しないものであること。

(3) 特例届出の審査等

ア 市町村長は、特例届出があったときには、届出者の氏名、生年月日、住所、年金手帳の記号番号等(年金受給権者にあっては、年金証書の記号番号を含む。)を市町村備え付けの公簿、被保険者名簿等により確認し、また、特例届出の該当期間を審査することであること。

イ 平成七年三月二十九日府文発第一、九三四号による特例届出の勧奨状が送付された者について、昭和六十一年四月一日以降の期間に係る国民年金の第一号又は第三号被保険者資格に関する届出(以下「資格関係の届出」という。)が行われていないことや資格関係の届出が誤っていることが判明した場合は、市町村長はその者に必要な資格関係の届出を行わせるものであること。

その届出の結果、新たに三号未算入期間を有することとなった場合は、当該資格関係の届出に併せて特例届出を行わせること。

ウ 勧奨状が送付されない者からの資格関係の届出により、三号未算入期間を有することとなった場合も前記イの取扱いとするものであること。

(4) 特例届出の処理方法

社会保険事務所における特例届出の処理にあたっては、窓口装置からの入力処理の他に、磁気テープによる集信処理により行うことも可能である。

なお、窓口装置からの入力処理及び磁気テープによる集信処理の詳細については、社会保険業務センターから別途通知されるものであること。

また、磁気テープの作成委託に関する詳細については、小職より別途通知する。

(5) 年金額改定の事務手続き

年金受給権者から特例届出があった場合、三号未算入期間を保険料納付済期間に算入し特例届出のあった日の属する月の翌月から年金額の改定を行うため、社会保険事務所は入力処理済の特例届出書に被保険者資格記録照会回答票を添付して社会保険業務センターへ進達すること。

なお、社会保険事務所は当該特例届出書の写しを保管すること。

2 六五歳以上七〇歳未満の者に係る任意加入の取扱い

(1) 特例任意加入申出書の受理等

六五歳以上七〇歳未満の者に係る平成六年改正法附則第十一条の規定による任意加入(以下「特例任意加入」という。)の申出は、「国民年金被保険者資格取得届(申出)書」又は「国民年金被保険者種別変更(第一号被保険者該当)届書」により行うこととし、申出者の住所地の市町村長が受理するものであること。

なお、特例任意加入により老齢基礎年金の受給資格期間を満たし得る者については、年金受給権を確保する観点から、特例任意加入の申出を行うよう積極的に指導すること。

(2) 特例任意加入申出書の添付書類

市町村長は、特例任意加入の申出の受理にあたって、申出者の公的年金加入期間、合算対象期間等を明らかにできる書類を添付させるものであること。

(3) 特例任意加入の申出の審査等

市町村長は、特例任意加入の申出があったときには、申出者の氏名、生年月日、住所等について市町村備え付けの公簿等により確認し、申出書記載事項に漏れがないことを確認の後に社会保険事務所に進達すること。

(4) 資格喪失予定年月日の決定

社会保険事務所長は、市町村長から特例任意加入申出書が進達されたときは、申出者の資格喪失予定年月日(老齢基礎年金等の受給資格期間を満たす月の翌月の一日)を審査決定すること。

(5) 施行日において任意加入している者の特例任意加入の申出

市町村長は、施行日前に任意加入している者であって、六五歳に達した日以後に引き続き特例任意加入する者については、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないことを確認するため、六五歳に達した日において特例任意加入の申出を行わせるものであること。

(6) 六〇歳以上六五歳未満の者に係る任意加入の申出

施行日以後、国年法附則第五条の規定により任意加入する者(六〇歳以上六五歳未満の者)が、特例任意加入することによって初めて老齢基礎年金等の受給権を取得することとなる場合、社会保険事務所は、任意加入の申出時にあらかじめ特例任意加入の資格喪失予定年月日を審査決定すること。このときの添付書類は前記(2)と同じであること。

なお、この場合、六五歳に達した日においては特例任意加入の申出を要しないものであること。

(7) 任意加入被保険者及び特例任意加入被保険者への通知

市町村長は、社会保険事務所長からの処理結果(国民年金被保険者異動リスト)の連絡に基づき、年金手帳の国民年金の記載欄に資格取得年月日(申出受理の年月日)及び資格喪失予定年月日を記載し、任意加入被保険者及び特例任意加入被保険者に対してこれを返付することによって通知するものであること。

この場合、資格喪失予定年月日は「被保険者でなくなった日」の欄に記載するとともに朱書きで「喪失予定」と付記すること。

(8) 資格喪失通知

社会保険事務所長から喪失予定年月日が決定された任意加入被保険者に対して行う六五歳到達時の国民年金被保険者資格喪失通知は、これを要しないものであること。

(9) 申出却下通知

社会保険事務所長は、老齢基礎年金等の受給権を有する者から特例任意加入の申出がされた場合は、却下通知を作成し、市町村を経由して申出者に送付すること。

(10) 国民年金保険料納付(案内)書の送付

市町村長から特例任意加入被保険者(前記(6)により資格喪失予定年月日が決定された任意加入被保険者を含む。)に対する国民年金保険料納付(案内)書の送付は、社会保険事務所長から国民年金被保険者異動リストが送付された後に行うことであること。

第二 厚生年金保険関係

1 在職老齢年金制度の改善に伴う取扱い

(1) 受給権の発生及び裁定事務について

特別支給の老齢厚生年金の年金支給額の計算方法が改善されたことにより、全額支給停止となる者であっても受給権が発生することとなることから、該当する被保険者から裁定請求書が提出された場合は裁定事務を行うこととなること。

また、女子等の六〇歳未満の被保険者についても、同様の取扱いとなること。

(2) 支給停止額の変更等について

ア 昭和十年四月一日以前生まれの者の取扱いについて

昭和十年四月一日以前に生まれた者(施行日において六〇歳以上の者)については、改正後の規定による支給額と改正前の規定による支給額を比較し、支給額の高い方を支給することとなること。

イ 支給停止事由消滅届について

全額支給停止となっている者については、標準報酬月額の変更、物価スライド等による年金額の改定によって年金の支給が開始される場合の支給停止事由消滅届の提出は要しないこと。

なお、退職に伴う「厚生年金保険老齢厚生年金受給権者厚生年金保険被保険者資格喪失届(退職)」については、従前どおり取り扱うこと。

ウ 標準報酬月額の変更に伴う支給停止額の変更について

標準報酬月額の変更があった場合の支給停止額の変更は、標準報酬月額の変更があった月分(当月)から行うよう改められたこと。

なお、被保険者の資格取得又は資格喪失による支給額の変更については、従前どおり翌月から行われるものであること。

(3) 厚生年金基金の加入期間を有する者の支給停止額について

ア 厚生年金基金の加入期間を有する者の支給停止額は、基金に加入しなかったものとして計算した年金支給額全体(加給年金額を除く)と標準報酬月額により計算するものであること。

イ 支給停止額(加給年金額を除く)が本体支給額部分を超える場合には、加給年金額のみの支給が行われるものであること。ただし、前記アにより計算された支給停止額が基金代行部分も含めた年金支給額を超える場合には、加給年金額についても支給停止となるものであること。

ウ 厚生年金基金の加入期間を有する者の基金代行部分の支給停止額については、各厚生年金基金の規約に基づき支給停止が行われることから、基金代行部分の支給停止額の照会については、本人が直接基金等へ照会することとなること。

(4) 裁定請求書の入力方法について

社会保険事務所における裁定請求書の入力については、窓口装置からの入力処理の他に、パンチ委託により作成した磁気テープを社会保険業務センターへ進達することにより処理することも可能であること。

なお、磁気テープの作成委託に関する詳細については、小職より別途通知することであること。

2 遺族厚生年金と老齢厚生年金に係る調整の改善

国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法に基づいて支給される年金が二年金以上ある場合は、職域加算額を含んだ額(加給年金額を除く)の二分の一又は三分の二となるものであること。

なお、一年金のみの場合は、職域加算額を除いた額(加給年金額を除く)の二分の一又は三分の二となるものであること。

3 特別保険料の徴収の取扱い

(1) 特別保険料について

ア 特別保険料は、被保険者資格を取得した日から喪失した日の前日までの間に支払われた賞与等について徴収されるものであること。

イ 賞与等の支給回数が年間を通じ三回以下であるか否かの判別は、賞与等の名称は異なっても同一の性質を有すると認められるもの毎に行うこと。

例えば、寒冷地手当などの名称で、冬の暖房のため季節性をもって支給されるものなどは、賞与、期末手当などとは別に回数を数えること。

また、例外的に賞与等が分割支給された場合(差額支給を含む)は、分割分をまとめて一回として算定すること。

(2) 特別保険料の源泉控除及び納付について

ア 同時に二以上の事業所に勤務する被保険者である者の特別保険料の届出は、それぞれの事業主が提出するものであること。

イ 事業主が源泉控除を行い、又は徴収する被保険者負担分の特別保険料の額は、賞与等の額(一〇〇円未満は切り捨て)に一〇〇〇分の五を乗じて算出されるので端数が生ずることとなるが、この端数整理は特約がある場合を除き通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)第三条第一項の規定により取り扱うものであること。

ウ 特別保険料を徴収する権利の消滅時効の起算日は、厚年法第八十九条の二第五項の規定による納付期限の翌日より起算すること。

(3) 賞与等支払予定月について

賞与等支払予定月については、船舶所有者にあっては「厚生年金保険(船員)賞与等支払予定月登録(変更)届」により本年四月に届け出ることとし、それ以降の賞与等支払予定月の変更については、変更がある都度届け出ることとしたこと。

また、厚生年金保険のみが適用されている事業所の事業主にあっては、本年八月の「健康保険・厚生年金保険算定基礎届総括票」により届け出ることとしたこと。

(4) 賞与等支払の届出について

事業主は被保険者に賞与等を支払ったときは、五日(船舶所有者にあっては、一〇日)以内に「健康保険・厚生年金保険賞与等支払届」又は「厚生年金保険(船員)賞与等支払届」を提出することとしたこと。

なお、同一月に二回以上賞与等の支払いを行う場合にあっては、最後の賞与の支払いを行った後五日(船舶所有者にあっては、一〇日)以内に、これらの賞与等を合算し一括して届け出ることとして差し支えないこと。

(5) 特別保険料報告書について

厚生年金保険にかかる特別保険料報告書の社会保険庁への報告は要しないものであること。

4 育児休業期間中の保険料免除の取扱いについては、別途通知するものであること。

5 沖縄の厚生年金の特例措置

国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成七年政令第七十二号)第六条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百八号)に基づく特別措置に係る事務処理については、特別措置の対象者の大多数が沖縄県に居住していることなどから、沖縄県の社会保険事務所が取り扱うこととし、沖縄県以外の社会保険事務所は、所管区域内に住所を有する特別措置の該当者から申出等があった場合は、当該申出書を受理し、沖縄県の社会保険事務所へ回送するなど、特別措置にかかる事務処理が円滑に行われるよう必要な協力を行われたいこと。

なお、具体的な事務の取扱いについては、別添「沖縄特別措置対象者に係る厚生年金保険業務取扱要領」により取り扱うこととしていること。